

2020年1月10日

お客さま 各位

稚内信用金庫

「未利用口座管理手数料および口座解約」新設・導入に伴う
普通預金規定の改定について

当金庫では「未利用口座管理手数料および口座解約」の新設・導入に伴いまして、2020年2月1日より「普通預金（決済用普通預金を含む）規定」を下記の通り改定致しますので、ご案内申し上げます。

本規定の適用は、2020年2月1日以降に新規で普通預金（決済用普通預金を含む）口座を開設されたお客さまからとなります。

なお、2020年1月31日現在で、すでに開設されている口座については本手数料および口座解約の対象とはなりません。

記

以下の条項を新設いたします。

◎ 普通預金(決済用普通預金を含む)規定

「未利用口座および未利用口座管理手数料」「規定の変更等」条項を新設

(未利用口座および未利用口座管理手数料)

(1) 未利用口座

2020年2月1日以降に開設したこの預金口座は、最終移動日（当該普通預金利息の元本への組入れ、未利用口座管理手数料の引落しを除く）から2年以上一度も預入れまたは払戻しがない口座を未利用口座として取扱います。

(2) 未利用口座管理手数料

① 本手数料は前項の未利用口座が対象となります。

② 未利用口座となった場合、お届けのご住所に未利用口座に関するご案内の書面を郵送します。発送後、3ヵ月間ご利用（お預入れ、払戻し）がなく、かつ、預金残高が10,000円に満たないときは、当金庫所定の未利用口座管理手数料がかかります。この場合、この預金口座から払戻請求書等によることなく、管理手数料の引落としができるものとします。また、お支払いただいた管理手数料はご返却いたしません。

③ 預金残高が管理手数料の額に満たないときは、当金庫は預金者に通知することなく残高全額を管理手数料に充当のうえ、この預金口座を解約できるものとします。

④ 解約された預金口座の再利用はできません。

(3) その他手数料

① この預金の取引に関する手数料が、改定もしくは新設された場合にも、当該手数料は当金庫所定の方法により引落とします。

② 前項にかかわらず当該手数料の引落としができなかった場合、当金庫は預金者に通知することなく、この預金口座を解約することができるものとします。

(規定の変更等)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。